

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十四・十一條(情報の電子的手段による国境を越える移転)及び第十四・十三條(コンピュータ関連設備の設置)の規定に基づく義務の違反に関する同協定第二十八章(紛争解決)の規定の適用に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文)

(ベトナム側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の本日 of 署名に関連して、ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)政府及び日本国政府が電子商取引について次の了解を共有することを確認する光榮を有します。

1 両国は、協定との整合性を確保するため、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティに関する関連法令の実施のための協力についての協議を継続する。

2 日本国は、協定第十四・十八條(紛争解決) 2の規定にかかわらず、協定がベトナムについて効力を生

ずる日の後五年間、協定第十四・十一條（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三條（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反として、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティに関する関連法令に基づいて採用し、又は維持する措置について協定第二十章（紛争解決）の規定を利用することを差し控える。

本大臣は、更に、この了解を共有することをベトナム政府に代わって確認するとともに、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がベトナム及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光榮を有します。

二千十八年三月八日

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有  
します。

(ベトナム側書簡)

本大臣は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が  
両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての環太平洋パートナ  
シップに関する包括的及び先進的な協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有  
します。

二千十八年三月八日にサンテイアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン閣下